

高齢者虐待防止措置について

リハリハ館山

●虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催内容と内容の周知について

虐待防止委員会を毎月開催し、基本的に職員が全員参加することにより内容を周知している。

不参加者に対しては議事録を確認してもらいサインをしてもらうことで全員に周知されるようにしている。

●指針の整備について

虐待をしない。

虐待防止マニュアルを活用し、職員の虐待防止に対する理解を深める。

●研修の実施について

年に2回虐待防止について外部の動画を用いた研修を実施。

令和6年度実施状況：6月・10月に実施済み。

●担当者の設置について

高齢者虐待防止措置担当者：鈴木奈緒(看護師)